

投稿論文

「虐待認識」の視点から見た児童虐待対策の課題

— 普遍的な子育て家庭支援を目指して —

大澤 朋子

A problem of measures for child abuse prevention from
“Understanding of child abuse” — for general family support

Tomoko Osawa

事例調査によれば、児童虐待はひとつの要因で生じるものではなく、虐待家庭には「心の問題」と「生活基盤の脆弱さ」のふたつのリスクファクターが凝縮して現れている。さらに「生活基盤の脆弱さ」は虐待親の「虐待認識」を妨げ、「虐待認識」の欠如は相談援助の指導効果を低下させている。今日の「心の問題」にのみ着目した早期発見型アプローチの虐待対策はこの虐待の構図を踏まえていないため十分な成果を上げていない。またこのアプローチのもとでは子育てに関わるあらゆる問題が児童虐待として該当し、相談件数の増加は今後も避けられない。児童虐待の範囲を広げすぎず、相談援助に十分な指導効果を上げるためにも、虐待対策から離れた視点で全ての子育て家庭を対象に生活保障と子育て支援を行うことが不可欠である。

キーワード 「虐待認識」、「生活基盤の脆弱さ」、生活保障型アプローチ

1. はじめに

児童虐待は社会的に解決しなければならない問題として広く一般に認識されている。虐待防止の対策も予算の増大を伴いながら進められているところである。だがもちろん、虐待の行われている家庭に効果的に介入して問題を解決するために、あるいは虐待そのものを未然に防ぐためには、虐待を招く要因の追求が不可欠である。木原は米国で児童虐待が社会問題化する契機を作った小児科医ケンブが、その論文の中で虐待の原因を「親の

攻撃性を示す心因性のもの」と説明したところから、虐待の心理的な要因を重要視する傾向が生じたと指摘する。(木原2005) わが国でも同様に心理的な要因が強く指摘されてきたが、これまでに行われた事例調査からは、実はそれとは異なる結果が発見されている。

これまでの児童虐待対策推進の過程では、子どもが死亡するような重篤な虐待の起こった事例の分析から、虐待の起こりやすい家庭が存在することを発見してきた¹⁾。事例分析によれば、そのような家庭は大きく分けてふたつの虐待要因を抱えているという。ひとつは虐待親の精神疾患、性格の偏り、感情のコントロールができないなどの「心の問題」であり、もうひとつは複雑な家族関係、

立教大学実習助手

2007年10月31日 受付

2008年2月4日 受理

低所得、不安定な就労、社会的孤立といった「生活基盤の脆弱さ」である。また、重篤な事例だけでなく、相談ケース全般の分析でも、虐待の起りやすい家庭はこのふたつの要因を抱えていることが実証されてきた。

だが、これまでの虐待防止政策はふたつの要因のうち主に「心の問題」に焦点が当てられてきている。しかもそこでは虐待家庭そのものより、育児に自信が持てないことからわが子を虐待しているのではないかと不安を抱く「虐待不安層」がとりわけ注目され、ここに早期発見・早期介入を試みようとするわけであるが、これらの政策は虐待を減少させているのではなく、むしろ「虐待不安層」を増加させていると言えよう。(大澤2005)

それを裏付けるように、虐待相談件数は依然増加の一途をたどっている。平成19年度の厚生労働白書によれば、2006年度に児童相談所が対応した虐待に関する相談対応件数は速報値で37,343件と過去最高を記録した。統計を取り始めてから16年連続で増加傾向を示していることになる。児童虐待防止法施行直前の1999年の約3.2倍、統計を取り始めた1990年の実に34倍であり、前年2005年度と比べても児童虐待防止法施行前後や2004年の児童福祉法・児童虐待防止法改正前後に並ぶ大幅な伸び率である²⁾。このような虐待相談の急激な増加がすなわち虐待そのものの増加ではないことは繰り返し指摘されてきている。(才村2005, 上野1996・2003) 2005年度に東京都が発表した児童相談所の虐待事例調査(「児童虐待の実態Ⅱ」)では、早期発見・早期通告の増加が指摘されているが、これは虐待問題が広く一般に認識されたために、相談件数が増加したと考えられる。

このような虐待相談の増加を背景に、2007年度には児童虐待防止法が再び改正された。そこでは虐待を受けたと思われる児童の安全確認を努力義

務から必要な措置を講ずる義務に引き上げたこと、保護者に対する面会の制限や、指導に従わない場合の措置などが明記された。とくにこれまで曖昧であった立ち入り調査を拒否された場合について、裁判官の許可状を受けた上で解鍵を伴う立ち入り調査が認められたこと、都道府県知事が保護者に出頭や児童相談所の指導に従うことを求められることなど、公的機関が虐待をしたと思われる保護者により強く対処できる規定となっている。

また、次世代育成支援法および子ども・子育て応援プランに基づき、生後4ヶ月までの乳児を育てる全ての家庭を訪問する「こんにちは赤ちゃん事業」³⁾も開始された。子育てに困難を抱えた家庭を早期に発見し、育児支援につなげていこうという試みである。これらの法改正や新事業は、従来どおり「心の問題」をベースとした早期発見・早期介入を目指す虐待対策を強化する方向で進められており、路線の変更は見られない。

しかし、これらの対策の推進が重篤事例や虐待相談件数の減少といった状況の改善につながっていないのはなぜだろうか。本稿ではその理由として、虐待家庭の「心の問題」のみに着目して早期発見型でアプローチする路線が、この「心の問題」と「生活基盤の脆弱さ」の相互関係、およびそれらが虐待親自身の虐待しているという「認識」に与える影響を考慮に入れていない点に注目する。なぜなら、虐待親の行動変容を促す相談援助というアプローチが有効なのは、親に虐待をしているという「認識」があることが前提となっているはずだからである。

そこで本稿では、すでに実施されている厚生労働省の重篤な虐待事例の調査および虐待相談全般の統計を利用して、虐待家庭の抱える「心の問題」と「生活基盤の脆弱さ」の連関をできる限り再検討し、さらにこの連関のなかに「虐待認識」の視

点を導入することによって、相談援助に結びつきにくい虐待の構図がいかに形成されているかを検討したうえで、今日の児童虐待対策が目指すべき方向性を検討する。

2. 虐待調査結果にみる虐待要因

(1) 3つの調査を取り上げる意義

今回取り上げるのは厚生労働省が2004年10月から公表している「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」報告の第3次報告（2007年6月、以下死亡事例報告）、東京都の児童相談所が扱った虐待事例の統計調査『児童虐待の実態Ⅱ一輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク』（2005年12月、以下東京都調査）、全国児童相談所長会が1997年にまとめた『全国児童相談所における家庭内児童虐待調査結果報告書』（以下全児相調査）の3つの調査報告である。死亡事例調査は当然のことながら子どもが死亡に至る

という最も重篤な虐待の起こった事例についての調査報告書である。東京都調査は後に詳しく見るように、軽度の虐待の事例が比較的多い調査報告書である。全児相調査は今からちょうど10年前に出された報告書である。1997年といえば児童虐待が社会問題として認識され始め、児童虐待防止法の成立に向けて準備が進んではいるが、まだ虐待相談の爆発的な増加を迎える前のことである。ここでは軽度の虐待から重篤な虐待の行われた家庭までの比較および虐待対応の初期の段階と直近との比較というふたつの軸を通して、虐待の行われる家庭の抱える虐待要因が見えてくると考えられる。

(2) 3つの児童虐待調査の概要

まず3つの児童虐待調査の概要を示す。（表1参照）なお、以下に示す項目名は各調査報告書による。

表1 3調査の概要

	死亡事例調査第3次(2007)	東京都調査(2005)	全児相調査(1997)
事例数	51(心中事例を除く)	2262(うち非該当568)	2061(半年間の受理件数)
特徴	子どもが死亡に至った重篤な事例 低年齢に集中している 0歳 38.5% 1歳 11.5% 2歳 1.9% 3歳 17.3%	全体の4分の1が虐待に非該当 虐待程度 生命の危険あり 1.7% 重度 8.8% 中度 25.4% 軽度 39.9% 3歳～9歳に全体の半数が集中 22.8% 虐待の危険あり	0歳～5歳 41.5% 6歳～11歳 36.4% 12歳～14歳 14.9%
家族構成	実父母 47.5% ひとり親家庭 25.0%	実父母 43.6% ひとり親家庭 35.6% 三世帯同居家庭 7.4%	実父母 39.4% ひとり親家庭 37.6%
家庭の状況	生活保護受給・市町村民税非課税世帯4割 実母無職 68.8% 実母就労 29.2% 実父無職 25.0% 実父就労 75.1% 地域との接点乏しい 69.5%	実母無職率 47.4% 実母有職率 38.4% 実父有職率 67.7% 経済的困難 30.8% 親族・近隣からの孤立 23.6% 夫婦間不和 20.4% 育児疲れ 18.0% 就労不安定 14.0%	主たる虐待者の定職 29.8% 主たる虐待者の無職 23.0% 主たる虐待者の不安定な就労 約5割 経済的困難 44.6% 親族・近隣・友人からの孤立 40.4% 夫婦間不和 28.6%
虐待者の心身の状況	実母 育児不安 29.3% 養育能力の低下 22.0% 怒りのコントロール不全 7% うつ・依存性高い 14.6% 実父 攻撃性 23.8% 衝動性・怒りのコントロール不全 19.0%	特になし 27.2% 性格の偏り 22.3% 人格障害(及びその疑い) 11.7% 精神病(及びその疑い) 10.1%	特になし 23.1% 性格の偏り 40.1% アルコール依存・神経症(及びその疑い) 10.9% 精神病(及びその疑い) 9.9% 人格障害 9.6% 知的障害(及びその疑い) 8.9%
虐待者の成育歴		特になし・不明 75% 被虐待経験 9.5% ひとり親家庭 9.3% 両親不和 5.8%	特になし 29.1% ひとり親家庭 24.1% 被虐待経験 23.1% 両親不和 15.7%
虐待についての考え		虐待行為そのものを認めない 15.9% 行為は認めるが責い逃れ等を主張する 11.9% 行為は認めるがしつと主張する 15.9% 行為は認めるが支援は求めていない 10.0% 虐待を認め支援を求めている 19.2% 実父 虐待を認めない 57.7% 実母 虐待を認めない 39.7% 実母 支援を求めている 24.4%	行為も虐待も認めない 18.7% 行為は認めるが責い逃れ等により虐待を認めない 11.9% 行為は認めるが主観信条によるとして虐待を認めない 19.5% 虐待を認めているが援助は求めていない 6.8% 虐待を認めて援助を求めている 20.4% 無職の者 虐待を認めない 40.0% 就労している者 虐待を認めない 30.0%

1) 死亡事例調査

死亡事例調査は、子どもが死亡に至った重篤なケースのみの検討であり、子どもの年齢が0歳～3歳までに集中していることが特徴的である。第2次報告までに虐待が起りやすく支援が必要となりやすい要素として、「養育環境（ひとり親家庭、内縁関係の家庭、転居が多い、地域からの孤立、子連れでの再婚家庭、親子の長期分離経験あり、定職なし、経済不安など）、「養育者の状況（育児不安、若年の母親、養育者の性格的傾向・情緒不安定、精神疾患）」、「子どもの状況（未熟児、子どもの疾患・障害・発達の遅れなど）」が抽出されている。このうち「子どもの状況」を除いて「養育環境」と「養育者の状況」が虐待家庭の特徴を示すものといえよう。これらの家庭が子どもの死亡に至るまで要支援家庭として援助機関に把握されていない場合も多いとの指摘もある。

第3次報告では母子手帳の未発行、望まない妊娠、妊婦検診未受診など妊娠期の問題を抱えるケースが多いこと、乳幼児健診の未受診率が3分の1強と高い傾向が見られる。家庭の状況としては複雑な家族構成の家庭が多いこと、生活保護や市町村民税非課税世帯が約半数を占めるなど経済的困難のある家庭の割合が高くなっている。虐待親の心理的・精神的問題についてもいくつかの要因が指摘されている。

死亡事例調査で分析されているのは極めて重篤な虐待事例であり、虐待のハイリスク家庭であったということができよう。心理的にも生活基盤の面でも育児上の困難抱えているにもかかわらず、自ら援助を求めて相談に訪れることのない家庭だったことも明らかにされている。

2) 東京都調査

東京都調査は平成15年に東京都の児童相談所で受理し、電話相談のみで終了したものを除く虐待

相談2,262件について分析したものである。そのうち、調べてみたら虐待ではないことが判明した非該当事例が568件と全体の4分の1にも上ることが特徴的である。また虐待ケースであっても、虐待の危惧ありと軽度虐待があわせて6割を超えているなど、全体的に軽度の虐待が多い結果となっている。子どもの年齢は3歳が一番多く、3歳～9歳までに全事例の半数が集中している。

養育者の状況であるが、虐待親の成育歴についてはフィクション作品やルポルタージュでよく知られてきたほど被虐待経験が多いわけではなかった。むしろひとり親家庭に育った者が同程度存在することに注目したい。虐待親の心身の状況については複雑である。なんらかの「心の問題」を抱えている者が増加しているとみられる一方で、とくに問題のない者も増えている。

家庭の状況について見ると、実父の有業率は東京都全体の男性有業率（81.6%）よりかなり低い。実母についても、仕事をしている者より家庭にいる者の割合が高い。ただし比較対象は東京都全体の世帯主の配偶者である女性の有業率（46.3%）であり、子どものいない世帯も含まれている。わが国の場合、第一子の出産時に離職する女性が約7割といわれており⁴⁾、この数値が必ずしも高いかどうかは定かではない。家庭の状況について興味深いのは、各項目の割合や順位ではない。むしろ上位5項目にあわせて見られる状況の上位3項目を概観した時、「ひとり親家庭」「経済的困難」「親族・近隣からの孤立」「就労の不安定」の4項目が、繰り返し重なり合って登場するということに注目したい。

3) 全児相調査

この報告書は全国の児童相談所が半年間に対応した虐待相談2,061件について分析したものである。調査結果は各項目で「不明」とされる割合が

高く、複数の項目間に整合性が見られないなど不備もあるが、全体的な傾向をとらえておきたい。虐待の程度に関する明確な項目はないが、処遇から見ると、不明を除いて虐待親からの分離処遇が36.2%、在宅での処遇が37.0%と同程度である。子どもの年齢は0歳～5歳と6歳～11歳までの事例数がほぼ同程度で、合わせて全体の4分の3を占める。

主たる虐待者の就労状況が不安定であることが指摘されているが、主たる虐待者の約半数が実母であることを考慮すれば、無職やパート就労が多いことは予想できる。それにもかかわらず「経済的困難」を抱える家庭が多いことが指摘されている。

(3) 3つの調査の共通構造

3つの虐待調査の特徴を概観したところ、各調査の間には子どもの年齢や虐待の程度に差異が見られたが、家族構成や家庭の状況、虐待者の心身の状況については以下のような共通点がある。(以下①死亡事例調査②東京都調査③全児相調査とする。)

まず家族構成について実父母の割合が低く(①47.5%、②43.6%、③39.4%)、ひとり親家庭の割合が高い(①25.0%、②35.6%、③37.6%)。ひとり親家庭の大部分は母子家庭であるが、わが国の母子家庭の平均所得は一般家庭の平均所得に比べて著しく低いことが知られている⁵⁾。そのためここからは経済的に困窮している家庭が多いと推察される。

生活基盤についてはいずれも就労状況が不安定であり(①実父無職25.0%実母無職68.8%、②実父有業率67.7%実母有業率38.4%、③主たる虐待者無職23.0%)、経済的困難を抱えている家庭が多い。また、親族・近隣からの孤立が指摘されており(①69.5%、②23.6%、③40.4%)、とくに死

亡事例ではその割合が極端に高い。

虐待者の心身の状況については東京都調査と全児相調査で「特になし」の割合が高いのに対し(②27.2%、③23.1%)、死亡事例調査では「特になし」ということはなく、母親の育児不安(29.3%)や養育能力の低さ(22.0%)やうつ・高い依存性(14.6%)、父親の攻撃性(23.8%)や衝動性・怒りのコントロール不全(19.0%)などの要因が指摘されている。東京都調査および全児相調査ではその他の要因として性格の偏り(②22.3%、③40.1%)、人格障害(②11.7%、③9.6%)、精神病(②10.1%、③9.6%)、知的障害(③8.9%)、アルコール依存症・神経症(③10.9%)などが指摘されている。

(4) ふたつのリスクファクター

ここで示した各項目は、3つの調査報告書によるものであり、名称やカテゴリーは若干異なっている。しかしながら、そのいずれもから複雑な家族構成、生活基盤の不安定さ、心身の状況の複雑さといった課題が抽出されている。つまりここで指摘できるのは、重篤な虐待が行われた家庭と比較的軽度の虐待が行われた家庭、あるいは10年前の調査結果と直近の調査結果で、虐待の行われた家庭が抱えている虐待要因にほとんど差異がないということである。引き起こされた結果の程度にはごく軽度から子どもの死亡まで大きな差があるが、虐待の行われた家庭はいずれも何らかの「心の問題」と、複雑な家族構成や親族・地域からの孤立といった「生活基盤の脆弱さ」というふたつの要因を抱えていたことが読み取れる。

しばしばこのふたつのファクターのうち、どちらが主要なものかという議論がされる。だがこのふたつのファクターを切り離して児童虐待を理解することができるだろうか。重要なことは、虐待の行われた家庭ではどちらのファクターも見られ

たということであろう。そして少なくともこれらのファクターが凝縮して現れている家庭が、虐待のリスクの最も高い家庭だということができる。

3. 虐待要因としての育児不安

しかしこのふたつのファクター間の関係についての分析は現在のところまだ充分になされていない。以下では虐待リスクファクターと思われる「心の問題」と「生活基盤の脆弱さ」を虐待親の「虐待認識」を媒介項として導入しながら考察する。

(1) 虐待リスクファクターとしての「心の問題」

すでに見たように虐待親の心理的・精神的問題、つまり「心の問題」については一定の割合で見られ、児童虐待との関連が伺われる。今日のわが国の虐待対策が「心の問題」からアプローチしているのも、これを主要なファクターと見なしているからであろう。

ところで「心の問題」は児童虐待が行われた家庭に特有の問題なのであろうか。近年の一般的な傾向として育児不安を感じる母親が増加していることが指摘されており（大日向2002）、また出産経験者の約13%が産後うつになるとも言われている⁶⁾。とくに子育ての難しい時代、虐待はいつでもどこでも起こりうる問題という認識が広まれば広まるほど、子育てに不安を感じる母親が増えるだろうことは想像に難くない。ここではとくに育児不安に着目して考えたい。

(2) 育児不安

育児不安の研究は保健医療の領域で先進的になされてきたが、そこでは虐待の温床になるもの、放置しておくとならぬ可能性のあるものとして育児不安がとらえられている。本来誰もが抱く育児上の不安を育児不安と呼び、児童虐待と

一直線上にあるものとしてとらえ広く社会に周知してきたことで、支援の必要性が周知された反面、むしろ母親の育児不安、とりわけ虐待への不安を煽ってきた側面はあろう⁷⁾。

大日向は育児不安を「子どもの成長発達の状態に悩みを持ちたり自分自身の子育てについて迷いを感じたりして、結果的に子育てに適切に関われないほどに強い不安を抱いている状態」と定義したが（大日向2002）、一般的な定義はなくかなり広い語義を持っていると考えられる。むしろ子育てをしている両親、とくに母親ならば誰でも多かれ少なかれ感じている育児に関わる不安感を指していると言ってもよいだろう。このような誰でも感じている不安が虐待のリスクファクターになりうるだろうか。岩田は通常誰もが感じる育児不安より強い極端な不安を「育児不安」と括弧つきで示したが、虐待とは異なり、時間的・経済的に余裕のある層の母親が育児に熱心なあまり抱くものと定義している。（岩田1999）前稿では育児不安が極端に強く、自分の子育てを虐待なのではないか、いつか虐待するのではないかと感じる母親の不安を「虐待不安」と呼んだが、これも実際の虐待とは異なる実態のない不安であり、重篤な虐待を行う家庭とは異なる層の母親の抱く不安である。（大澤2005）誰もが抱く不安であれば、児童虐待、とくに重篤な児童虐待の要因とは異なるもののように思われる。

しかしながら、死亡事例調査によれば、子どもが死に至る重篤な虐待の行われた家庭の母親の約3割が育児不安を抱いていたということは注目に値する。最も重篤な結果に至った家庭で母親の多くが育児不安を抱いていたこと、子どもが死亡するまでの間にそのような不安に対する支援がなされなかったことは考慮されなければならない。

一方で重篤な虐待を行った母親が抱き、他方で虐待のリスクがさほど高くない母親も抱く育児不

安とはいったい何であろうか。おそらくは、育児不安という語の範囲の広さに問題があるのではなからうか。多くの母親が抱く育児不安は、適切な励ましや助言があれば容易に克服できる些細な不安であろう。しかしなかには子どもの世話の仕方がわからない、子どもと一緒にいることが苦痛であるというような、放置すれば深刻な事態を引き起こしかねない不安を抱く母親もいるだろう。これらは程度の違いだけでなく質や内容にも関わる違いであるが、そのいずれにも同じ育児不安という語を用いて同一線上で支援の必要性が導かれるのであれば、どちらの不安にもややポイントのずれた支援にならざるを得ないかもしれない。

(3) 虐待要因としての育児不安の課題

ところでムンローは、英国では子どもの虐待死というリスクを恐れるあまり、子育てに関わる全ての問題を児童虐待に関わる問題として取り扱ってきたことで、虐待通告件数が増加しすぎたと指摘している。(ムンロー2007) そのため虐待が行われたことが確認されれば被虐待児にも虐待親にも手厚い支援が用意されるが、普遍的な子育て支援がほとんどない監視型虐待対策の社会を構築してしまったという。わが国も現在のように児童虐待相談件数の爆発的な増大を伴う児童虐待対策の黎明期にあって、一方に虐待死を防ぎたいという思いと、他方に多くの母親の育児不安に応えようという思いが、子育てに関わるあらゆる問題を児童虐待とのかかわりで扱わせてしまうという傾向がある。このままでは虐待相談件数の増加は今後も避けられず、いずれ深刻な虐待でない母親の育児不安には応えられないときが来るかもしれない。

しかし実際には虐待に至らない母親の育児不安への支援を、虐待予防対策に位置づけてしまうことは不幸なことではなからうか。ムンローは状況

の打開のために、虐待と育児困難とを区別し、後者への普遍的な支援が必要であると指摘している。調査に見たように育児不安が児童虐待とつながりのあるものであることは疑いない。しかし重要なことはそのつながりを強調することではなく、後に詳しく述べるように育児不安を抱く母親をサポートする子育て支援の道を目指すことではないだろうか。

4. 虐待リスクファクターと「虐待認識」

(1) 支援を求めない虐待家庭

ところで虐待調査からはもうひとつこれまであまり着目されてこなかった点を読み取れる。虐待のリスク要因が凝縮して現れ、育児上の困難を抱えていると思われる家庭は、実は自ら援助を求めることの少ない家庭でもあった。彼らはなぜ行政サービスを利用しようとならないのか、なぜ援助を求めようとならないのであろうか。これについては、おそらく虐待親の「虐待認識」が関わっていると考えられるが、これまでのところ十分に分析されてこなかった。

ここで「虐待認識」を次のように定義する。①虐待親が自らの養育の方法、子どもの扱い方を「虐待的である」と認識し、②且つそのことを問題である、改善が必要な状況であると認識していること。③したがって調査結果に見られるように「行為も虐待も否定する」「行為は認めるが言い逃れをする」「行為は認めるがしつけ・主義信条によるものと主張する」親は虐待認識がないといえる。「虐待を認め、支援を求めている」親は明確に虐待認識を有している。ただし、「虐待は認めるが、支援は求めている」親の虐待認識については一概にどちらということができない。調査結果からは虐待親が状況の改善を望んではいないが、支援なしで解決できると考えているのか、あるいは虐待行為は認めても状況の改善を望んでいない

のかがわからないからである。

東京都調査によれば虐待者全体の43.7%は虐待を認めず（虐待行為そのものを認めない者、行為は認めるが言い逃れをする・しつけ信条と主張する者を含む）、虐待は認めても支援を求めない者を含めると過半数を超える。実父に限ればその割合は6割にも達し、児童相談所の支援を難しくさせる要因だと考えられている。全児相調査では虐待親の約半数が虐待を認めていない。児童相談所の指導によって虐待問題が解決したり軽減する割合は、虐待行為を認めている場合ほど高く、認めていない場合ほど低いという結果も出ており、実は指導以前の虐待親の「虐待認識」が、虐待対策の効果を左右するファクターであることを示している。調査に見るように虐待親の約半数は「虐待認識」を持たないため、自ら支援を求めないのいわば当然であろう。死亡事例調査では親の虐待についての考えを調べた項目はなかったが、子どもが死亡に至るまでの間に支援機関とのつながりがまったくなかった家庭も多いことから、支援を積極的に求めていたとは考えがたい。

(2) 生活基盤の脆弱さと「虐待認識」

認識についての興味深い考察をしている岩田は、「育児不安」と育児困難との関係について次のように論じている。「生活基盤の安定さを境として、問題や不安が顕在化しやすい「育児不安」が、生活基盤が安定している層から上に位置し、その下部に位置している潜在化した育児困難と一線を画している。(岩田1999：30)」岩田によれば、育児をしていれば誰でも感じ、自然に解消できる程度の育児不安に敏感に反応していく母親は生活基盤の安定している層に多い。一方で、生活基盤の不安定な層の母親は、実際に育児上の問題や困難を抱えているにもかかわらず、生活上の問題や心配が先に立って、一般的なレベルの育児不

安さえ意識していなかったり、育児自体を放棄してしまっていることがあるという。

子どもとの間に虐待的な関係を結んでしまうことはもちろん、育児のほかに気がかりなことがたくさんあって必要な子どもの世話ができないことも育児上の困難である。私たちは通常そのような困難を抱えた家庭はきっと「困って」いるだろうと考える。客観的に見れば確かに困った状況には違いない。しかし、生活上の困難がときにそのような困難のなかにある親たちの認識に影響を与え、育児上の困難に気づかせないことがあるという指摘は、虐待対策にとって示唆的である。

全児相調査からは、就労している者（定職、転職多い者を含む）よりも無職の者の方が虐待を認めない割合が高いことが指摘された（有職30%、無職40%）。また性格の偏り、知的障害（およびその疑い）、アルコール依存症を抱えているケースでは虐待を認めない割合が高いことも指摘されている。調査からはまた虐待親の心身の状況のなかで、知的障害や精神病・神経症が、あるいは家庭の状況の中で経済的困難や就労の不安定が、身体的虐待よりむしろネグレクトに結びつきやすいことが読み取れるが、ここに虐待認識の低さにつながる要因があるかもしれない。子どもに必要な世話をしないネグレクトはとくに子どもの年齢が低ければ重篤な結果を引き起こすかもしれないが、身体的虐待に比べると消極的な虐待とも言える。そのため、虐待親は自身の心身の状況や家庭状況の大変さのために、ネグレクトが引き起こすかもしれない結果の深刻さに気づかないでいるのかもしれない。東京都調査からは、はじめのうちはしつけと言い張っていた者でも、指導を受けるにつれて自らの行為が虐待だったと気づき、状況が改善することもあることが指摘されている。

また東京都調査によれば、実母は実父に比べて虐待を認めない割合が低く（実父57.7%、実母

39.7%)、4人に1人は虐待を認め自ら支援を求めているという。そして支援を求めている虐待者の約6割は児童相談所の指導によって状況の改善が見られる。指導効果と家庭の状況について見ると、育児疲れ、夫婦以外の家族との葛藤、夫婦間不和などの家族内の対人関係に課題を抱える虐待者は状況が比較的改善しやすい一方で、ひとり親家庭、経済的困難、家族・近隣からの孤立、就労の不安定など生活基盤に課題を抱える虐待者は指導効果が上がりにくいことが指摘されている。例外は育児に嫌悪感・拒否感を持っている場合である。対人関係上に問題がある場合には、意識的な行動変容によって家族内の状況も変動し、子どもと虐待親との関係が改善されてくると考えられ、指導援助という枠組みにはまりやすいのであろう。しかしながら生活基盤の課題から虐待が生じている家庭については、むしろ虐待親の感じている大変さに共感しエンパワーすることで改善される面もあるだろうが、やはり生活基盤そのものの安定が図られなければ状況の改善が難しいと推察される。

(3) 虐待リスクファクターと「虐待認識」

すでに見てきたように、虐待の起こった家庭には虐待親の「心の問題」と「生活基盤の脆弱さ」のふたつのリスクファクターが見られた。東京都調査は考察のなかで、「虐待は、家庭の状況に加え、虐待を行った保護者の心身の状況、就労状況など、多くの要因が複合的に絡み合っており起こるととらえる必要」があると指摘している。英国の虐待死亡事例の分析を行ったRederも、あるひとつの次元の問題に着目し、それが他の問題と比べて突出した重要性を持つとは考えるべきではないと指摘する。(Reder・Duncan 2005)

そのためここで問われなければならないのは、虐待を引き起こす真の要因はどちらかということではない。虐待親の「心の問題」も「生活基盤の

脆弱さ」もともに実証されており、どちらがより上位の要因なのかを問うことが重要なのではない。そうではなく、注目しなければならないのはこのふたつのファクターは切り離すことのできないということである。児童虐待やネグレクトの要因は貧困とそれが引き起こす社会環境的な困難であると明確に主張するペルトンも、同じような困難のなかにあっても虐待を行う親と行わない親がいるのは、そのような困難から生じるストレスに打ち克つ力や対処する能力によると指摘する。(ペルトン2006)つまりやや図式的に言えば、児童虐待は「生活基盤の脆弱さ」と「心の問題」の重なったところに生じているのである。

その上、先に見たようにその「生活基盤の脆弱さ」が親の「虐待認識」を妨げているという構図があり、児童相談所の指導効果を妨げている。しかも、生活基盤の脆弱さ、とくに貧困は、松本が家族資源の格差、家族における不利の連鎖を媒介としながら、世代的に受け継がれていく固定的な性格を持つ(松本2007)と指摘したように、虐待のリスク要因となる家庭状況は支援がなければ抜け出しにくく、世代を超えて引き継がれていく可能性もある。

したがって、自分自身の虐待行為と向き合い、行動変容を促すという児童相談所の相談指導を効果的なものにするためには、虐待親が「虐待認識」を持てるよう支援がなされなければならない。そしてそのために、まずなによりも生活基盤の安定が図られる必要があろう。

5. 虐待対策の目指すべき方向性

(1) 早期発見型アプローチの限界

児童虐待を引き起こす要因が複数である以上、児童虐待対策は本来その様々な要因を視野に入れたものでなければならないし、としわけ先に述べたような「生活基盤の脆弱さ」と「心の問題」の

相互関係や、「生活基盤の脆弱さ」によって妨げられた「虐待認識」が「心の問題」への支援を受ける動機を失わせ、相談援助を困難にするという構図を理解する必要があるだろう。しかしながら今日の児童虐待対策が虐待親の「心の問題」だけを切り取って焦点化したものであることはすでに見たとおりである。東京都調査では虐待の行われた家庭の状況を分析して、「こうした家庭が状況の深刻さに追い詰められて虐待を引き起こすことのないよう、子どもや子育て家庭の相談等に関わる関係者は適切な助言や支援を行っていく必要がある」と考察している。だがこれは、山野が「毎月の支払や食費のことばかりに気を回さなければならぬ家族に対して、僕らは、心理的なカウンセリングを課すことで子育て上の問題を解決しようというのだろうか（山野2006：70）」と疑問を示したように、虐待要因の一部だけを切り取って全体の構図を踏まえていないといえよう。

それではなぜこのような偏りが生じてしまうのだろうか。おそらく、「心の問題」の見えやすさと、貧困の見えにくさの両方が関係していると考えられる。岩田は子どものことに集中できる時間的・経済的余裕を持つ母親の育児不安を、市場が煽るようにして極端な「育児不安」に変質させ、母親の心理と育児サービスの商品化との間で「育児不安」の増大が社会問題化されてきたと指摘する。（岩田1999）そこでは生活基盤の安定している母親の「育児不安」が社会的な注目を集めやすい一方で、生活基盤の不安定な母親の生活上の困難が見落とされていく。松本は子ども期の貧困について、家族主義のなかでは家族責任の下に隠蔽され、見えにくくなると指摘する。（松本2007）さらに世代的に継承される不利な状況が家族から困難を訴える力を失わせ、見えにくさが一段と強化される。

児童虐待の社会問題化と対策が同時に進行する

なかで、見えやすい虐待要因がまず着目されてきたことは当然であろう。それと同時に虐待要因の一側面だけを切り離した対策が十分な効果を上げてこなかったのもまた当然の帰結といえよう。ここに「心の問題」のみに焦点を当ててきた今日までの早期発見型児童虐待対策の限界がある。

(2) 児童虐待の範囲の適正化

児童虐待への社会的関心の高まりは、社会の子どもの虐待死を出したくないという合意形成の過程とも重なっているといえよう。児童虐待は広く一般社会に理解され、育児支援の必要性が認識されるようになった。だがすでに述べたように、それは母親の抱く些細な育児不安までも虐待につながる可能性のあるものとしてとらえてしまう傾向を招いている。社会が児童虐待に対して敏感になればなるほど、子どもに関わるあらゆる問題を児童虐待につながる可能性のあるものとしてとらえてしまい、米国や英国のように支援が間に合わないほどの虐待相談件数の増加が避けられない事態を招きつつある。

しかし当然のことながら、実際には全ての母親の育児不安が児童虐待につながっているわけではない。わずかな共感や援助があれば乗り越えられる些細な育児不安に、あたかも虐待予防対策として関わろうとすることは、育児に敏感な母親たちの不安をますます煽ることにもつながりかねない。育児に不安を抱いている母親は、虐待の予備軍だから支援が必要なのではない。不安を抱いているというただそれだけで支援が必要になるのである。そこで、まずは育児不安を育児不安として虐待から切り離して支援することが重要なのではないか。自ら不安を訴え支援を求めてくる母親はもちろんのこと、自ら訴え出ない家庭や育児困難を認識できていない家庭も、早期に発見され、支援が提供される必要があるだろう。

また、おそらくは自ら訴え出ない家庭にも重なるが、育児不安とともに早期に発見したいのは生活基盤の脆弱な家庭である。そしてここにも、虐待対策から離れて次に述べるような生活保障的な支援がなされる必要がある。「生活基盤の脆弱さ」は虐待リスクファクターのひとつではあったが、「心の問題」と同様にそれを抱えている家庭の全てが虐待家庭になるということではない。そしてやはり、これらの家庭は虐待予備軍だから支援が必要なのではなく、生活基盤が脆弱だということだけで支援が必要になるのである。

このような虐待対策と子育て支援との切り離しは、虐待の行われていない家庭への普遍的な子育て支援の必要性を担保するうえでも重要であるし、子育てに関わる全ての問題を児童虐待に結びつけてしまうモラルパニックを防ぐためにも必要であると考えられる。

(3) 生活保障型アプローチ

上記のような要支援家庭を早期に発見する上で、わが国が今日までに築いてきた早期発見のためのシステムは有用であろう。新生児のいる全戸訪問事業にも期待が持たれるところである。

ところで生活基盤の脆弱な家庭にはどのような支援が必要なのであろうか。ここでは他の家庭に比べて育児がとくに負担になることがないように、生活保障を目的としたものが必要になると考える。所得保障の面では福祉事務所との連携のもとで生活保護の支給や児童手当の支給、ハローワークなどとの連携のもとで就労支援や職業訓練が考えられよう。ひとり親家庭が多いことから、居住面でも支援が必要になると考えられる。低所得で保証人のいないひとり親家庭でも安心して住める低額の住居の提供が公的なサービスとして必要であろう。育児についていえば、保育所への優先入所や児童福祉施設の一時的利用、医療費や教育

費への補助が考えられよう。また忘れてはならないのは、家庭内のトラブル、とりわけ暴力から身を護るための支援である。児童虐待の起こる家庭では子ども以外の家族もDVに曝されていることがあるということはよく知られている。そのような家庭は、親族や地域のネットワークから切り離され孤立していることもあって助けを求められずにいる場合も多いという。そのためDVの被害者と子どもを保護するシステムも必要になろう。

これらは、生活基盤の脆弱な家庭を生活保障的に支援するアプローチであるが、同時に社会的なネットワークから切り離されて孤独に困窮している家庭を、もう一度社会と繋ぎ直すための支援であるということもできよう。

6. おわりに

今日までの「心の問題」のみに着目した早期発見型アプローチのもとでは、子育てに関わるあらゆる問題が児童虐待にかかわるものとして該当してくる。このままでは虐待相談件数の爆発的な増加は今後も続くと予想されるが、すでに児童相談所職員の業務負担が急増している。なかでも虐待問題解決の社会的責任を負い、「虐待認識」のない親とときに対立しながら指導を続ける児童福祉司のバーンアウトが指摘されている。(川崎2006) またこのまま虐待相談件数の増加が続けば、いずれ米国や英国のように虐待でなければ支援を提供できない事態を招きかねない。

そのため、児童虐待の範囲を不必要に拡大しないためにも、虐待のリスクファクターである「心の問題」や「生活基盤の脆弱性」に対して虐待対策から離れた視点での支援が求められよう。そのような視点を持つことは、虐待家庭にはもちろんのこと、虐待は起こっていないが困難を抱えている子育て家庭へ支援を届かせるためにも重要であると考えられる。もちろんそれらの支援を充実させて

も児童虐待自体がなくなるわけではない。しかし、「虐待の危惧あり」の κατηγοリーをかなり縮小できるであろうし、生活基盤が安定することで虐待親にも虐待問題と向き合い、児童相談所の指導を受け入れる余裕が生まれてくることが期待できよう。

しかしながら、近年の社会保障の政策動向は生活基盤の脆弱な家庭をエンパワーする方向には動いていない。非正規雇用の増加や母子家庭の就労の厳しさが指摘されるなかで、すでに生活保護の母子加算の廃止や児童扶養手当の減額が決定されている。だが児童虐待を社会的に解決しなければならない問題であると社会が認識している以上は、子育て家庭への生活保障を含む様々な支援の提供は、ますます不可欠となるだろう。

註

- 1) 「児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止策について」（厚生労働省平成16年度）による。
- 2) 虐待相談件数は児童相談所で統計を取り始めた1990年は1,101件、児童虐待防止法施行直前の1999年は11,631件、翌2000年は17,725件、2005年は34,472件であった。
- 3) 次世代育成支援法に基づく訪問事業。市町村が実施主体となり、生後4ヶ月までの乳児のいる全戸を愛育班員などが訪問し、子育ての不安や悩みを聞き、情報提供と助言および支援の必要な家庭をサービスにつなげることを目的とする。2007年度より実施。
- 4) 国立社会保障・人口問題研究所の出生動向基本調査によれば、結婚前就業していた妻の最初の子どもが1歳児の就業状況は専業主婦が約7割、就業者27%である。祖母からの育児支援がない場合は就業者の割合は20%まで下がる。

- 5) 厚生統計要覧によれば、平成17年度国民生活基礎調査では母子家庭の1世帯あたりの平均所得金額は233.4万円で、全世帯の1世帯あたり平均所得金額580.4万円の約4割の水準である。
- 6) 厚生労働省の保健政策である「健やか親子21」によれば、直近値で12.8%の母親に産後うつ傾向が見られた。
- 7) たとえば巽らは0歳から3歳までの乳幼児を養育している母親の育児不安と虐待に関する調査で、育児不安の高い母親ほど子どもを虐待していると考えている母親の割合が高く、全体でも約4割もの母親が虐待をしていないとは言い切れないと考えていることを明らかにしている。

参考文献

- 岩田美香（1999）「育児困難の構造と類型」『教育福祉研究』5, 25-34
- 川崎二三彦（2006）『児童虐待—現場からの提言』岩波書店
- 木原活信（2006）「心理化」する「児童虐待誕生」の系譜—児童ソーシャルワークの思想史—加茂陽編『被虐待児童への支援論を学ぶ人のために』世界思想社, 75-98
- 松本伊智朗（2007）「子ども：子どもの貧困と社会的公正」青木紀・杉村宏編『現代の貧困と不平等』明石書店, 45-66
- ムンロー, アイリーン（2007）「子ども保護の今後の発展」（=屋代通子）小林美智子・松本伊智朗編『子ども虐待—介入と支援のはざままで「ケアする社会」の構築に向けて』明石書店, 64-86
- 大日向雅美（2002）「育児不安とは何か—その定義と背景」『こころの科学』103, 9-49
- 大澤朋子（2005）「今日の児童虐待対策の矛盾—

- 「虐待不安」拡大の視点から」【社会福祉】
46, 67-80
- ペルトン, リーロイH (2006)「児童虐待やネグレクトにおける社会的環境要因の役割」(=山野良一) 上野加代子編『児童虐待のポリテイクスー「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店, 101-156
- Reder, Peter・Duncan, Sylvia (1999) *Lost innocents* (=2005, 小林美智子・西澤哲『子どもが虐待で死ぬとき：虐待死亡事例の分析』明石書店)
- 才村純 (2005)『子ども虐待ソーシャルワーク論』有斐閣
- 巽あさみ・小野雄一郎 (2004)「「子どもを虐待しているのではないか」と思う母親の認識と背景要因の検討」【医学と生物学】第148巻第2号,8-13
- 上野加代子 (1996)『児童虐待の社会学』世界思想社
- ・小野知二 (2003)『〈児童虐待〉の構築—捕獲される家族』世界思想社
- 山野良一 (2006)「児童虐待は「こころ」の問題か」上野加代子編『児童虐待のポリテイクスー「こころ」の問題から「社会」の問題へ』明石書店, 53-100

参考

- 厚生労働省 (2004)『児童虐待死亡事例の検証と今後の虐待防止対策について』
- 厚生労働省 (2006)『子ども虐待による死亡事例等の検証結果について』第2次報告
- 厚生労働省 (2007)『子ども虐待による死亡事例等の検証結果について』第3次報告
- 東京都福祉保健局 (2005)『児童虐待の実態Ⅱ—輝かせよう子どもの未来、育てよう地域のネットワーク』